

給実甲第1101号

平成21年11月2日

人事院事務総長

給実甲第65号の一部改正について（通知）

給実甲第65号（人事院規則9—7（俸給等の支給）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成22年2月1日（以下「施行日」という。）以降は、これによってください。

なお、各庁の長又はその委任を受けた者が、施行日において改正後の給実甲第65号第1条の3関係第2号(4)の規定によることが困難であると認める職員については、同年4月30日までの間に限り、同号(4)の規定を適用しないことができることとします。

記

第1条の3関係第2号(3)中「受ける口座」の次に「（以下「振込口座」という。）」を加え、同号に(4)として次のように加える。

- (4) 振込口座の数は、一の給与の支給日において1であること。ただし、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転（以下「異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなった職員のうち、当該異動等の前に振込口座とした口座（当該口座が複数あるときは、そのいずれかの口座。以下「第一振込口座」という。）を当該

異動等の後においても引き続き振込口座としておく必要があり、かつ、当該異動等の後に当該職員が在勤する官署が所在し、若しくは居住する地域のいずれにも第一振込口座のある金融機関の店舗等がない等の事情により当該地域に店舗等のある金融機関の口座を振込口座とする必要があると認められるもの又はこれに相当すると認められる職員については、第一振込口座のほか、1に限り第一振込口座以外の口座を一の給与の支給日における振込口座とすることができる。

別紙を次のように改める。

別紙

給与の口座振込<sup>申出書</sup>  
 変更<sup>申出書</sup>

(平成 年 月 日申出)

(各庁の長)		殿	
所 属	フリガナ 氏 名	印	
住 所	(電話 )		

人事院規則9-7(俸給等の支給)第1条の3の規定に基づき、下記のとおり<sup>申し出</sup>変更を<sup>申し出</sup>ます。

記

給与の種目	給 与	期末・勤勉手当	追給額等	
振 込 先 (1)	金融機関の名称			
	預金・貯金の種類			
	記 号 ・ 番 号			
振 込 先 (2)	金融機関の名称			
	預金・貯金の種類			
	記 号 ・ 番 号			
	振 込 額	給 与		
		期末・勤勉手当		
追 給 額 等				
	振込先(1)及び振込先(2)が必要な理由			
振込開始時期	平成 年 月	摘 要		
	取扱者 認 印			

- (注1) 給与の種目の欄は、この申出書により振込みを希望する種目を○で囲むこと。
- (注2) 振込額の欄は、この申出書により振込みを希望する種目に応じて、それぞれ振込先(2)に振り込む金額を記入(全額とする場合は「全額」と記入)すること。
- (注3) 振込開始時期の欄は、振込開始を希望する年月を記入すること。
- (注4) 振込先(1)又は振込先(2)が不要となった場合には、速やかに申出の変更を行うこと。

A4(297×210)

以 上

給実甲第65号 新旧対照表 (給実甲第1101号関係)

改 正 後	現 行
<p>第1条の3関係 第1項 一 (略) 二 「人事院の定める基準」は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>振込みを受ける口座(以下「振込口座」という。)は、職員名義の普通預金、当座預金等の口座であること。</u> (4) <u>振込口座の数は、一の給与の支給日において1であること。ただし、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転(以下「異動等」という。)に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなった職員のうち、当該異動等の前に振込口座とした口座(当該口座が複数あるときは、そのいずれかの口座。以下「第一振込口座」という。)を当該異動等の後においても引き続き振込口座としておく必要があり、かつ、当該異動等の後に当該職員が在勤する官署が所在し、若しくは居住する地域のいずれにも第一振込口座のある金融機関の店舗等がない等の事情により当該地域に店舗等のある金融機関の口座を振込口座とする必要があると認められるもの又はこれに相当すると認められる職員については、第一振込口座のほか、1に限り第一振込口座以外の口座を一の給与の支給日における振込口座とすることができる。</u></p>	<p>第1条の3関係 第1項 一 (略) 二 「人事院の定める基準」は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 振込みを受ける口座は、職員名義の普通預金、当座預金等の口座であること。</p>

給実甲第65号 新旧対照表（給実甲第1101号関係）

【改正後】

別紙

給与の口座振込<sup>申出書</sup>変更<sup>申出書</sup>  
 （平成 年 月 日申出）

(各庁の長)		殿	
所 属		フリガナ	
		氏 名	印
住 所	(電話 )		

人事院規則9-7（俸給等の支給）第1条の3の規定に基づき、下記のとおり申し出します。

記

給与の種目	給 与	期末・勤勉手当	追給額等	
振 込 先 (1)	金融機関の名称			
	預金・貯金の種類			
	記号・番号			
振 込 先 (2)	金融機関の名称			
	預金・貯金の種類			
	記号・番号			
	振 込 額	給 与		
		期末・勤勉手当		
		追 給 額 等		
	振込先(1)及び振込先(2)が必要な理由			
振込開始時期	平成 年 月	摘 要		
	取扱者			
	認 印			

- (注1) 給与の種目の欄は、この申出書により振込みを希望する種目を○で囲むこと。
- (注2) 振込額の欄は、この申出書により振込みを希望する種目に応じて、それぞれ振込先(2)に振り込む金額を記入（全額とする場合は「全額」と記入）すること。
- (注3) 振込開始時期の欄は、振込開始を希望する年月を記入すること。
- (注4) 振込先(1)又は振込先(2)が不要となった場合には、速やかに申出の変更を行うこと。

給実甲第65号 新旧対照表（給実甲第1101号関係）

【現行】

別紙

給与の口座振込<sup>申出書</sup>  
 変更<sup>申出</sup>

(平成 年 月 日申出)

(各庁の長)		殿	
所 属		フリガナ	
		氏 名	印
住 所	(電話 )		

人事院規則9-7（俸給等の支給）第1条の3の規定に基づき、下記のとおり<sup>申し出</sup>変更を<sup>申し出</sup>ます。

記

振 込 先	金融機関の名称		
	預金・貯金の種類		
	記号・番号	：	：
振 込 額 (全部・一部)	一部振込みの場合 の振込みによらな い額	給 与	
		期末・勤勉手当	
		追 給 額 等	
振込開始時期	年 月	給 与 期末・勤勉手当 追 給 額 等	摘 要

(注) 該当する事項を○で囲むこと。

取扱者			
認 印			

A4(297×210)